

平成 2 1 年第 7 回臨時会

御宿町議会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 開会

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 閉会

御 宿 町 議 会

平成21年御宿町議会第7回臨時会会議録目次

招集告示	1
第44号(11月26日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	6
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第3号、4号、5号、6号の撤回、日程の追加について	25
議案第7号の上程、説明、採決	26
議案第8号の上程、説明、採決	26
議案第9号の上程、説明、採決	27
議案第10号の上程、説明、採決	28
日程の追加について	28
議案第11号の上程、説明、質疑、採決	29
閉会の宣告	33
署名議員	34

御宿町告示第 4 4 号

平成 2 1 年御宿町議会第 7 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1 . 期 日 平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

2 . 場 所 御 宿 町 役 場 議 場

3 . 付議事件

(1) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(3) 平成 2 1 年度御宿町水道事業会計補正予算 (案) 第 3 号について

(4) 平成 2 1 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 4 号について

(5) 平成 2 1 年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 3 号について

(6) 平成 2 1 年度御宿町一般会計補正予算 (案) 第 7 号について

平成21年御宿町議会第7回臨時会

議事日程（第1号）

平成21年11月26日（木曜日）午後2時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第7号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号の撤回について
- 追加日程第2 議案第8号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号の撤回について
- 追加日程第3 議案第9号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号の撤回について
- 追加日程第4 議案第10号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（案）第7号の撤回について
- 追加日程第5 議案第11号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（案）第7号の1について

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）の撤回について

議案第 8 号 平成 2 1 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第 4 号の撤回
について

議案第 9 号 平成 2 1 年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第 3 号の撤回につ
いて

議案第 10 号 平成 2 1 年度御宿町一般会計補正予算(案)第 7 号の撤回について

議案第 11 号 平成 2 1 年度御宿町一般会計補正予算(案)第 7 号の 1 について

出席議員(12名)

1 番	松 崎 啓 二 君	2 番	白 鳥 時 忠 君
3 番	川 城 達 也 君	4 番	新 井 明 君
5 番	石 井 芳 清 君	6 番	伊 藤 博 明 君
7 番	小 川 征 君	8 番	中 村 俊六郎 君
9 番	式 田 孝 夫 君	10 番	貝 塚 嘉 軼 君
11 番	大 地 達 夫 君	12 番	瀧 口 義 雄 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	佐 藤 和 己 君
総 務 課 長	氏 原 憲 二 君	企画財政課長	木 原 政 吉 君
産業観光課長	藤 原 勇 君	教 育 課 長	大 竹 伸 弘 君
建設環境課長	米 本 清 司 君	税務住民課長	岩 瀬 由 紀 夫 君
保健福祉課長	瀧 口 和 廣 君	会 計 室 長	渡 辺 晴 久 君

欠席者 (なし)

事務局職員出席者

事 務 局 長	多 賀 孝 雄 君	主 任 主 事	市 東 秀 一 君
---------	-----------	---------	-----------

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さんこんにちは。

本日、平成 21 年御宿町議会第 7 回臨時会が招集されました。議員の皆様にはご多用のところご出席いただきましてご苦労様です。

本日の臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は 12 名です。よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

これより平成 21 年御宿町議会第 7 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして石田町長よりあいさつと合わせて提案理由の説明があります。

石田町長。

町長あいさつ

町長（石田義廣君） 本日ここに、平成 21 年第 7 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案いたします案件は、人事院勧告等に基づく給料改定による条例改正 2 議案、また、それに伴う予算の人件費の調整といった平成 21 年度一般会計補正予算（案）をはじめとする予算案件 4 議案の計 6 議案をご審議いただく事といたしましたが、開会に先立ちまして議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今臨時会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

議案第 1 号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第 2 号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告に基づくもので、民間と公務員給与の調査により公務員の給与、ボーナスが民間を上回っている事に対し格差是正をするものです。議案第 1 号における特別職の期末手当の支給割合の改定及び議案第 2 号における一般職の職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する必要がある事から条例の一部を改正するものです。議案第 3 号、平成 21 年度御宿町水道事業会計補正予算（案）

第3号であります。今回提案いたします補正予算は収益的収入及び支出予算の営業費用15万6千円を減額し、水道事業費用の予算総額を2億6,620万2千円とするものです。補正の主な理由といたしましては、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告に伴い人件費を補正するものです。議案第4号、平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第4号であります。今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに3万7千円を減額し、補正後の予算総額の歳入歳出を10億3,005万5千円とするものです。補正の主な理由といたしましては、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告に伴い人件費の補正をするものです。議案第5号、平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第3号であります。今回提案いたします補正予算は歳入歳出ともに20万9千円を減額し、補正後の予算総額の歳入歳出を6億6,373万5千円とするものです。補正の主な理由は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告に伴い人件費の補正をするものです。議案第6号、平成21年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号であります。今回お願いいたします補正予算は、人事院勧告に伴う職員給料の調整並びに職員の期末勤勉手当の引下げなど、人件費の調整を行なうほか、新型インフルエンザ対策として11月から優先者のワクチン接種が開始されていることから、接種費用に係る負担軽減施策が急がれることから所要額を計上するものです。なお、歳入歳出予算の総額の移動はなく歳出予算の款、項のあいだで予算の組み替えを行っております。

次に諸般の報告をさせていただきます。

11月9日、知事と市町村長との意見交換会が開催され、知事には成田空港やディズニーランドで千葉県に来る来訪者を外房、南房総一体を回遊し、保養・宿泊する観光ルートの仕組みづくりをお願いいたしました。13日には、いすみ鉄道取締役会及び再生委員会、同日に夷隅都市負担金審査特別委員会が開催されました。21日には、いすみ医療センター議会臨時会、25日には環境衛生組合議会臨時会が開催されました。11月17日には、県町村長定例会。18日には全国町村長大会が開催され、出席いたしました。

また、19日から20日にかけて連合町民号が実施され、参加いたしました。御宿町からは12名が参加いたしました。400周年記念事業の関係では、11月11日にはサン・フランシス

コ号漂着 400 周年企画実行委員会を実施し、記念式典等の会計報告を行いました。21 日には猪股せい子氏主宰によるラファエル・ゲレロの彫刻「抱擁」の資金援助を頂いた方々のプレート版除幕式が駐日メキシコ大使や関係者参列のもと開催されました。

以上、申し上げました議案につきましては担当課長より説明申し上げますので、充分なご審議を賜りまして議決をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

会議録署名人の指定について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第 1 会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第 119 条の規定により議長より指名いたします。

1 番松崎啓二君、2 番白鳥時忠君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日 1 日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決しました。

議案審議前ですが、1 時間程度暫時休憩といたします。

（午後 2 時 9 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 4 7 分）

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3 議案第1号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） それでは、今回の議案提案に至りました根拠であります人事院勧告等の経緯についてご説明申し上げます。議案第1号、第2号につきましては人事院勧告に根拠がございますのでご説明させていただきます。地方公務員法第24条により、職員の給与は生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めると共に社会一般情勢に適應するよう随時適当な措置をとらなければならないとされております。人事院勧告は人事院が民間企業に勤め働く人と一般職の国家公務員の給与水準を比較して双方の給与水準をなくす事を目標に給与改定の勧告を内閣と国会に勧告するものであります。これを受けまして内閣政府は給与法改正案を国会に提出し、人事院勧告の内容が決定されるものでございます。地方公共団体におきましては、県人事委員会が設置されておりますので、県人事委員会は人事院勧告に習い各自治体に通知勧告をいたします。昭和23年に公務員の団体交渉権、ストライキ等の労働基本権が制限された政令が公布され労使交渉で給与を決定できない事から、それらの代償措置として公務員の利益を守る役割を担っているのが人事院勧告であります。民間企業と公務員給与を比較し、民間企業の方が高い場合には公務員は引き上げ、公務員給与が民間企業を上回っている場合には引下げの勧告が出されます。このような人事院勧告は法律に基づき公務員の利益を守り、客観的社会公平性を保つための極めて重要な措置となっております。8月11日の人事院勧告並びに10月9日の千葉県人事委員会勧告がなされた事を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合及び一般職の職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を制定するため関係条例の一部を改正し、提案させていただく内容となっております。

本案につきましては、5月28日に開催されました第3回臨時議会におきまして、5月1日の国家公務員の特別給に関する人事院勧告に基づき、平成21年6月の特別給0.2ヶ月分を支給しない事についてご承認をいただいております。これにつきましては、景気の急速

な悪化に伴い、本年の民間企業の夏期特別給が大幅に減少となる事がうかがわれたため、民間と公務員の特別給の大きな差を是正する措置であります。今日の経済不況につきましてはすぐに回復する状況は見込めず、12月にも減額調整が見込まれ、12月の特別給で1年分を精算いたしますと大幅な減額となる可能性がある事から、暫定的に6月の特別給の一部0.2ヶ月分を凍結する旨の勧告に基づいたものであります。8月11日の人事院勧告では本年は厳しい経済情勢、雇用情勢が民間の企業に反映された事を受けまして公務員と民間との給与の比較において、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っている事が明らかとなりました。そのため、月例給について棒給表の引下げ改定を行なうと共に特別給、期末勤勉手当につきましても年間で0.35ヶ月分を引き下げる内容となっております。特別職の職員の期末手当につきましては、人事院勧告に準じている事から改正を行わせていただくものであります。

それでは、議案第1号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。第1条につきましては、12月の期末手当の支給割合を0.15引き下げる改正であります。100分の230を100分の215とさせていただくものであります。第2条は6月の期末手当の支給割合を0.2引き下げる改正であります。100分の210とございますものを100分の190とさせていただくものであります。附則として施行につきましては、第1条につきましては平成21年12月1日からの施行。第2条につきましては、平成22年4月1日から施行する内容でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 12番瀧口です。人事院勧告という事で今回は特別職、これは町長、教育長という事でよろしいんですね。という事で教育長は特別職かどうかという事は、第3条で準ずるという形で出ていると思いますけれども。本来なら別の形をとったほうがよろしいのではないかなと思っております。そういう中で数値的なものを先ずお聞きしたいと思います。

2月4日に町長は、公約で50%の減と大幅な減をしております。教育長も自ら30%減という事で申し出ております。そういう中で、お二人の話なんですけども。本則がいくらだ

ったのか。それと 50%、30%の減額しております。これがいくらにあたるのか。県下でどのくらいの水準になるのか。所得水準と言っては失礼なのですが。県下でどのくらいの値になるのか。御宿の役場の一般職員の最高額がいくらとっておるのか。これは数値的なもの、それとお二人の交際費ですね。3月の定例会で町長自らだいが減額したと。教育長も布施学校も1万円だと思っておりますけれども。これは数字的な話です。それをお答え願いたいのと、その前にさかのぼりますけれど、これは4月に遡及するという考えでよろしいのですね。給料も。総務課長。遡及するという考えでよいのか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 遡及ではございません。4月1日現在の民間との比較でですね、職員給が高い数値にあるという事で12月分の特別給で調整するという事で、これは遡及にあたらないという事であります。

議長（新井 明君） 12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 一般職ではなくて特別職の給料の方は遡及するのですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 特別職については、あくまでも期末手当だけの調整であります。給与については条例を制定してございますので、今回は改正はございません。

議長（新井 明君） 12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） そういう中で、先ほどの私が言ったものの数値的なものは後ほど言っていただきたいと思いますけれども、この50%、30%の減というのは、多分県下で後ろから1、2を争うほど低いのではないかなと思いますけれども。町長の公約でありました50%減は選挙の1丁目1番地だと思います。これが何故2月4日にずれ込んだのか。という事ですよね。町長は、すぐやりたいという話を聞いておりました。議会の方では新井議長が、いつでも議会はスタンバイできるよという中で、2月4日まで行っちゃったと。では何故これを遡及しないのか。これに関してですね。そういう中で総務課長は、個人財産の侵害にあたるという言い方、弁護士に相談されたと、という事をおっしゃっておりましたけれど。では、今回、一般職もそうなのですから。町長が自らの報酬を自ら承認して自ら議会に

提案すると。で、議会の同意を得れば、これは個人財産の侵害にあたらぬのではないか。今回は一般職は遡及しますよね。これは、人事院勧告で議会の同意を得て可決されれば遡及すると。この違いですよね。町長の場合、あなたは個人財産の侵害になると。この法的な違いを説明してもらいたいの一点。それともう一つは、50%減と言いますと多分、600万円位減だと思います。今の計算でいくとだいたい15万円位のマイナスだと思う。ざっと計算して40倍自ら人事院勧告を事前にやっております。2月4日に。そこまでやっていて、教育長は30%位ですか。280万円位の減額になっております。600万円下げている、これ以上に下げろという事ははたして町民は望むかと。僕は望まないと思います。これは自らの意思で減額していると。600万円も下げてもまだ下げろという事は私自身としては言えないですね。400周年記念事業もいろいろな方、町民の協力もあって無難にこなすと、土日も精力的に活動されておると、そういう中で交際費もほとんどカットしてしまったと、ここで下げろと言う。これは、上意下達の世界だから提案したのでしょうか。私としては、600万円も下げている人間に、ここで下げろと言うことは言い難い。これが、普通にやっているのならともかく、400周年も寝ずにやっている。土日まで精力的に活動している。教育長にしましては、小中の教育環境は荒れていたと。土日もあるいは平日も現場に出て今、正常な状態に戻った。大変皆感謝しております。布施学校においては、大変優秀で、先日も布施まつりに参加しましたけれども、地域と連携して大変いい形で学校運営がなされています。大変な努力をなされています。それで自ら、30%カットしている。まだカットすると。これは条例だからしょうがないけれど、なかなか難しい話ではないかなと思います。これだけやっていてまだ下げると、果たして言えるのでしょうか。私はなかなかそれは難しい話ではないかなと、自ら行革を申し出て、2月4日に、事前に、人事院勧告を自らやっておりますというのが私の考えです。なかなか、この条例には賛成しがたい。と言うのもこれ4年間です。単年度ではなくて4年間約束してしまったものですから。600万円下げると、もっと下げると。遊んでいる町長ではなくて就任以来いろいろと一生懸命やっていると、誰しも評価している話です。そういう中で下げるとするのは、なかなか難しい話ではないかなと思います。では、先ほどの数値をお願いします。答弁は結構です。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 町長については、本給 76 万円が数値となっております、その 50%で 38 万円という事です。教育長につきましては、本給が確か 54 万 2 千円だったと思います、その 70%という事で 37 万 9 千円くらいだったかなと。

この引下げでいきますとかなり低い水準になるうかと思えます。既存の 50%、30%カットというのはですね、かなり低い水準ではございます。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、瀧口議員さんから私の立場を慮っていただき、非常に温かいご発言がありましてありがとうございます。本当に私当初から 50%カットという事でやってきましたですね。さらにこの人事院勧告を受け入れてやるのかと。町民はそう思っていないのではないかというお話でございますが、瀧口議員さんのお考えは、お考えとして賜っておきますが、私自身としては、政治姿勢といたしまして非常に財政改革と言いますか、財政事情の厳しい中で、おかげさまで健康だけは維持しておりますので、そういう中で、できるだけいろいろな事業にまわしていただきたいというのが、政治に対する私の姿勢でございますので、なにとぞご理解をいただきたいと。よろしくお願いいいたします。

議長（新井 明君） 傍聴席に申し上げます。拍手は止めていただきたいと思えます。

他に質疑ございませんか。10 番貝塚嘉 君。

10 番（貝塚嘉鞆君） 10 番貝塚です。今ですね、瀧口議員からも町長の今日までの働きというか我々もかなりのご無理、提案を申して、いろいろと行政運営に議員も自ら係わった中で、特別職の町長や教育長の給料あるいは仕事というものに関してですね、お願いをしたり、また、改めていただいたりという経緯を今日たどってきております。私も前任者がルールを敷いたとはいえ現職の石田町長がですね、この歴史の中での 1 ページの一点において全力を尽くして行なった 400 年祭については、私も高く評価している一人でございます。そういう中で、やはり、いろいろと社会的なつきあいの中で、いろいろと制限されていたと思えますけど、今の状況を見るとですね、私はここにきてまた、人事院勧告に従ってという部分で、それが正しい勧告の従い方かなと。もう少し考え方があるのでは

ないかというのが先ほど資料をいただいて見たところ、北海道の東川町ですか、議会が今回の人事院勧告に関しては否決をしたと、その否決の後にはですね、やはり条件があって、こういう考えの元に否決したという資料をいただきました。私は正に言いたい事はそこにあるのです。今やらなくても次年度予算であるいは年を明けてからでも良いのではないかと、いろいろと方法があったのではないかと、それについてはもっと議会との審議が必要ではなかったのかと。私、一議員としての考えは一般社会の労働者との釣り合いがあわなから人事院があわせなさいと。それでは、以前上げなさいと言ったときに我々は承認しませんでした。提案はされなかったのですよ。町長が決断をして提案しなかったという事がありました。これも人事院勧告を無視した事です。独自の町長の考えでそうしたと私は解釈してますけれども、もし間違っていたら許していただきたい。そういう中で今回は私も4月に一度否決された予算。修正して出された予算を賛成していただいて、その中には経常経費、職員の皆さんの給料も含まれています。それが、3月31日までは給料が補償されて予算が組まれております。6月のボーナスも先ほど総務課長から説明がありましたけれども、私たちがそういう一つの見通しとして、こうですよという形の中で減額を了解して、賛成して、但しその減額して残ったお金については、過去5年、6年と残業手当をつけないで行政改革に協力してくれた職員の皆さんに、是非残業手当をつけて欲しい。という形をお願いして、会計のなかで流用していただいて意義ある残業手当についてはきちんと出すというようになっておろうかと思えます。私は今、職員の皆さんが一般の御宿の町民の労働者よりも多く貰っていると一部はそういう解釈、見ている人もいますけれども、そうではなくて今大変だから町長を先頭として職員が一丸となって町民のために安心して安全な町づくりのために邁進すると、どうしても格差があるという事であれば、先ほど申したように来年度、1月でも2月でも3月でも、来年度の4月1日からでいいではないですか、そういう事が考えられたのではないですか。私が言いたいのは、今日も大勢の傍聴人がいらっしゃると思いますが、議会は何でも町長が提案したものを反対していると誤解されている。そうではないのです。真剣に我々議員も町のために町長と歩調をあわせているわけです。ですから、私はこの人事院勧告には考えるところが沢山あるだろうと。また、

それに従うにしても、今ここで従わなくても期日を後に回してでも、どうにでもなるだろうと。いろいろな意味で国からも交付税をいただく、県からも特別交付税をいただく、いろいろな意味でこういう事をしたらもらえません。ああしたらもらえませんという事もあるだろうと思いますけれど、ここは一つ、私は職員の皆さんにとにかく、町が活気づく町長の活力ある町づくりのために、人事院勧告については考え直していただきたい。私はそう思います。はっきり申し上げまして、総務課長にお聞きしますけれど、あくまでも方法としてないのかどうか、どうしても賛否をとらなくてはいけないのか、一つお願いします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） ご意見いただきましたけれども。人事院勧告について町長の期末の支給率を準ずるという話につきましては、今回、下げるという話でよろしいのですが、上げるときの根拠はあくまでもこれに準ずるという話でここまできております。ここまで改定は毎年のようになされていきておるわけでございます。国家公務員の支給月数にあわせてきているというのが、現状でございますので。もしそうであれば、給料の見直しをするという事の方が先決ではなからうかと思えます。期末手当については、あくまでも国家公務員の支給月数にあわせているというのが基本でございますのでご理解をいただきたいと思えます。一般職に係る2号議案に係わるご質問ですけれど、いづれにしてもこの人事院勧告に従わなければ特別交付税が減額される。減額される部分については町税と一般財源を充当するような話になりますので、なかなか住民のご理解を得られないのかなと認識しておりますので、なにとぞご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

他にございませんか。12番瀧口義雄君の答弁の回答がまだないようですのでお願いいたします。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 遡及につきましてはですね。今回、これは2号議案の話…。2月の事案ですか。それにつきましては、給料を遡ってという話につきましては、遡及という話になります。ですから、そのような回答はしませんでした。というのは、条例に伴ってですね、遡っての条例改正については不利益遡及にあたるという事だと思います。今回

の一般職の場合についてはですね、これは不利益遡及にあたらないと、要するに条例改正は4月に遡って改定はいたしません。あくまでも4月から11月分の多く貰っている部分については、12月の特別給で調製するというのが人事院勧告の考え方です。それは法律的には不利益遡及にはあたらぬという解釈となっております。よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 私の言っているのはそうではなくて、御宿の最高権限者が自分の給料を自分で承認して議会に提案するという形の遡及ですよ。彼がそういう事で公約をやっていて、自らの事を議会で承認すると、他の人ではなくて自分の事を認めて出すと言うことが個人の財産権の侵害にあたるのかという質問です。僕はあたらぬという判断を聞いているのですけれども。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これにつきましてはですね。報酬審議会等の経たなかで額の確定をさせていただいておりますので、財産権の侵害にはあたらぬと思います。

議長（新井 明君） 質問の回答となっていないようですが。12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） これで最後なのですけれど。2月4日に町長の公約に対して50%の減を議決しましたよね。このときにどうしてあたらぬと、あなたは、総務課長ですよ、町長でなくて。個人財産の侵害にあたるから出さないという言い方を議長にもしたし、私にもしましたけれど。そうではないとあなたは言っているのですから出すべきだったのですよ、町長がそういう事で町民の皆さんにうたえて当選して、それを履行したかったという意思をもって自らの判断で提案したのだからそうすべきだった。それと、2月4日まで遅滞したと、諸事情あるのは承知しています。専決でやろうと、それも出来なかったというのも承知していますけれども、本来御宿町は議会制民主主義ですよ。自分の給料を自分で専決してしまうなんて、こんな乱暴な話はない。そういう中で、議会はいつでもスタンバイしているというなかで、これは町は不利益を被ったと。結果的にですけどね。あなたが、これが個人財産の侵害にあたらなかったと。僕はあたらぬと思っていますから。今、あなたはあたらぬと言った。では何故、遡及しなかったのか。答弁はいいですよ。

結果そうですから。

議長（新井 明君） 答弁いらぬそうですね。他にございませんか。石田町長。

町長（石田義廣君） 先ほどの貝塚議員さんのご意見、ご主張についてですね。私の方から一言だけ申し上げさせていただきます。貝塚議員さんのおっしゃる事はよく理解できますが、これは重複いたしますが、人事院勧告というのは社会情勢全般のですね、全般の動向を判断して現在は公務員と民間を比較しまして、公務員の方がだいぶ優遇されているという中で的人事院勧告の措置がでてきているわけでございまして。そういう中でこのようなご提案をさせていただいています。また、先ほども総務課長が説明いたしました、いろいろな形でこの人事院勧告については、法律に基づいてこのような形でできておりますので、町執行部の私としては提案して議員の皆様方のご理解をいただくという事をお願い申し上げているわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） あと一点、貝塚議員さんのご質問にありました東川町の件につきましては、否決ではなくて、長の判断でしないという判断でございます。そういう事でご理解いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 他にございませんか。5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。先ほど前壇者の質問に答えましてですね、町長にこやかにお答えになっておりましたが、私、一つお聞かせ願いたいのはですね、給料を引き下げる事が果たして良いというようにお思いになっておるのでしょうか。社会的にも。それについての町長の所感を先ずお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 給料を引き下げると言う事について、おそらく何らかの理由があるから引き下げるのではないかなと思うのですね。それで、そういう事であれば私は結構だと思います。私の関係においても、私の考えは給料を50%カットしていただきたいと、財政事情が大変厳しい中なので、自ら先頭を切ってですね、そうさせていただきたいという事で申し上げておるわけでございます。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。町長、いろいろ勉強されておりますのでご承知のことと思いますが、政府は先ほど貧困率について発表いたしました。また、200万円以下のいわゆる生活保護費以下で働いている青年層ですね、若い人たち。学校を出ても職がない。受かってもすぐ首切りにあってしまう。という問題ですね。それからもう一つ、最低賃金、これも今、政府においては1千円に上げようという動きもあるようですが、そうした中でですね、御宿町では最大の雇用体である町行政体が給与の引下げをするというのは、まったく私は逆行すると思うのですね。今、何か理由があるから引き下げる事態にあると町長おっしゃったわけでありましてけれども、それは今、私が一般経済情勢についてを述べましたけれども、主にそういう理由だと思うのですね。しかし、これはやはり解決をしていかなければならないと思うのです。それが国であり、我々地方自治体の大きな役割だと思うのです。この間、政府は年金などについても60歳から65歳に大きく延ばしました。一方でその年金さえも100%受け取られるかという、ご承知のとおり100%担保できていない。もう一方で御宿町はどうかといいますと去年も定年を前にして、年経経験を積み重ねた職員がお辞めになっておりますし、また、来年3月についても定年前にお辞めになる職員が多数いらっしゃるのと伺っております。これは何故かという事も考えるべきではないのかなと思うのですね。その一端が給与にありはしないのかという事も考える必要があるのではないのでしょうか。そういう経済を本格的に、抜本的に持ち直していくにはどうしたらよいのかと云ったらやはり、国民、町民の懐を温める、給与を上げていく。今の終身雇用制、それから給与体系の崩壊ですね、こういうものをやはり直していく。これこそ国や町行政体が行なっていくべき抜本的な処方箋だと思うわけでありまして。これはやはり、きちんと安心安全なそういう施策が出来ないからこそどんどん消費が減退していく。そしてまた、こういう自治体が給与を引き下げる事によって更にマイナスの連鎖が起こっていくと思うのですね。ですから、ここは私は先ほど何人かの議員も意見を述べておりますけれども、歯を喰いしばってでもですね、給与は守っていくという立場を町長としても示すべきでありますし、自らの給与を下げてそれでよしとする事は、職員にも下げると安易におっしゃっている事と同じではないですか。私は、こ

れは大変大事な問題だと思うのですよね。労働の対価としてその正当な給与を払うべきだと思うのです。とるべきだと思うのです。これが基本だと思うのですね。これは今回、まだ町長の分ですけれども、一般職についても残業手当についてもこれは4月1日という話も出ていっているわけではありませんか。御宿町も先ほど何人かの議員もおっしゃいましたけれども、本当に4月からこの間、私見ていましたけれども身を粉にして夜遅くまで職員の皆さんは400周年もそうです。福祉や医療もそうです。産業もそうです。一生懸命働いているではありませんか。町長も職員としてこの役場で働いていたわけではありませんか。そういう事を慮るというのは長の責任では…。

議長（新井 明君） 傍聴席に申し上げます。危険ですので身を乗り出さないでください。

5番（石井芳清君） 町長はどのように感じておられるのですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 少し議論が噛み合わないところがあるのですが、私は自分の給料をカットしてさげましたけれども、私は職員の皆さんの通常の給料を1%、2%カットしてくださいという事は毛頭も言っておりません。一般的にですね、他の自治体ではですね、非常に財政事情が厳しくて、特別職が何%、一般職の職員についても何%本給についてカットという自治体がいろいろな場面でできますけれども、私は今まさに石井議員さんがおっしゃる事を踏まえて、一生懸命やっただいてから普段の本給は下げない、手をつけないという考えであります。ただ今回はですね、これは全体的な、日本経済の全体的な判断のなかで出てきているのです。代表である国会議員が国会で法案を提出して改正して、給与改正法案を出してそれでその方針について人事院勧告がきておるのです。これを各行政体がですね、それを提案してお願いする事は私はそれはもっともな事だと思います。ただ、それについておっしゃるとおり、お一人お一人のご意見、ご主張は皆違いますから、それはわかりますけれども。私の考え、立場としては当然ご提案させていただいて、こういう形ですね。やはり、私ども職員も含めていろいろな立場がありますけれども、本当に議員の皆さんが社会を見て、民間を見て、非常に厳しいでしょう。厳しいと思いますよ。そういう事で、そ

れに少しでも見合った形でという勧告がきておりますので、少しでも格差是正をするという事でご提案させていただいているわけでございます。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。私は国の施策が間違っているのではと申し上げておるわけでありまして。それでは、お聞きいたしますが、関連的になると思いますが、それは町長、抜本的な経済対策ですね、復興にはどういう手立てが望ましいとお考えなのですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 何と申しましょうか。給与のですね、関連と言いましたけれどもちょっとはずれておりますので、経済対策といいましても市町村でですね、いろいろな事業をやりますけれども、そういう事を町民のためにいろいろな施策がありますけれども、そういう事を一つ一つ実行していく事が、経済あるいは町民お一人お一人の皆さんの活性化につながるものだと私は考えております。

議長（新井 明君） 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を認めます。討論ありませんか。討論なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行ないます。この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（新井 明君） 挙手少数です。よって議案第1号は否決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4 議案第2号一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。氏原総務課長より議案の説明を求めます。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第2号一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改

正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正条文 1 ページと新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。なお、新旧対照表につきましては改正条文 1 条、2 条、3 条ごとに作成しております。第 1 条でございますが、第 19 条 2 項中 100 分の 160 とありますものを 100 分の 150 に一般職の職員、12 月の期末手当の支給割合を 0.1 引き下げるものでございます。第 2 条 20 条第 2 項第 1 号中 100 分の 75 とありますものを 100 分の 70 に一般職の職員の勤勉手当の支給割合を 0.05 引き下げるものであります。第 19 条 3 項中 100 分の 85 とありますものを 100 分の 80 に改正するもので、これは再任用職員の 12 月期の期末手当の支給割合を 0.05 引き下げるものであります。行政職給料表の改正につきましては、改正条例 1 ページから 6 ページまで第 1 条関係の新旧対象表では 2 ページから 6 ページまでに記載してありますとおり改正するものであります。初任給を中心とした若年層、1 級、3 級の一部を除き、平均 0.2% の引下げとなっております。但し 7 級職については 0.3% の引下げとなっております。続きまして改正条文 6 ページと新旧対照表第 2 条関係 1 ページをご覧いただきたいと思います。第 2 条、第 19 条 2 項中 6 月の期末手当の支給割合を 0.15 月分引き下げるものであります。100 分の 140 とありますものを 100 分の 125 とさせていただくものであります。第 19 条 3 項中再任用職員の 6 月の期末手当の支給割合を 0.1 月分引き下げるもので 100 分の 75 とありますものを 100 分の 65 とするものであります。また、12 月の期末手当の支給割合を 0.5 引き上げるもの 100 分の 80 とありますものを 100 分の 85 と改正させていただくものであります。第 20 条第 2 項第 1 号中、再任用職員の勤勉手当の支給割合を 6 月、12 月とも 100 分の 35 とするものであります。続きまして改正条文 7 ページの第 3 条新旧対照表、第 3 条関係 1 ページをご覧いただきたいと思います。第 3 条、平成 17 年度に実施した給与水準引下げに伴う経過措置の対象、減給補償となっている職員が支給されている給料額を引き下げるもの、引下げ率につきましては、他の職員と同様に 0.24% の減額とするものであります。附則として、第 1 項につきましては施行期日について定めてあるものであります。第 2 項、4 月から 11 月までに支給した給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の合計及び 6 月期の期末勤勉手当額の 0.24% 分を 12 月の期末手当で減額調整するものであります。以上の内容となっております。よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。2番白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 2番白鳥でございます。町長にお聞きしたいと思うのですが、この議案を上程するにあたって、職員にどのような説明をされたのかという事を先ず一点目、もう一つは町長がこれによって発生する弊害について、これをお聞かせ願えればと思います。後もう一点、これは町長でなくてかまいませんので一般職、これに該当する人数と総額これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回の影響額について、職員にどのような説明をしたかという事ではありますが、退職を予定する職員についてはですね、個々に説明をさせていただきました。一般職等につきましては、人事院勧告があった時点で勧告の内容について回覧してございます。一般職の人数につきましては、先ほどの資料をご覧いただきたいと思いますが、89名という内容になっております。

議長（新井 明君） 2番白鳥時忠君。いや、まだですね。まだ回答が終わっておりません。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 11月分としましては573万2千円となっております。

議長（新井 明君） 2番白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 冒頭に言った二点に関しては、町長の答弁ではなく総務課長の答弁という事でしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これにつきましては実際の説明を私の方からさせていただきましたので、私の方から答弁させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 2番白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 前回6月に行なわれていたものと今回のもの合計しますと御宿町で1千万円位影響があると思います。近隣の市町、概算ですが調べたのですが、大多喜で2千7百万円、勝浦市で2千7百万円、いすみ市で5千万円、これは近隣市町合わせると1億1千万円からの影響があります。これは国吉病院とか広域のものは含まれていませんの

で、国吉病院は私議員ですので質問させていただきましたところ、国吉病院で 1 千万円影響があります。私も会社経営しておりますので、社員の給与、これを下げるときには私の口から社員に対して必ず指示をします。こういう様な会社の状態ですので、どうかご理解賜りたいと。今の答弁ですと町長からは直接無いような、あまり、これに対する回答を得られませんでしたので、そのような感じを受けました。そして、先ほど前壇者の石井議員の質問で経済対策について聞かれましたが、これは私はある意味経済対策だと思っています。今、御宿町で経済が完結するわけではありません。国レベルとか、千葉県レベルという話をするつもりはありませんが、最低でも近隣市町、この 1 億 2 千万円、この影響が商店や様々な経営をされている方に影響がでできます。この弊害は計り知れないものだとは感じておりますが、これに対して町長の答弁をお願いします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） この給料を人事院勧告に基づいて減額するという事について、それなりの影響があるとは思いますが、ただ、今の仕組みと言いますか、これをしなかった場合は、私はもっと影響があると思います。要するに交付税、特別交付税とかそれに見合ったように削減されてきますので、今まで歳入として見込んだ町の財政状況の中で、それが減ってしまいますので、予算としても使えなくなって、そう考えております。

議長（新井 明君） 2 番白鳥時忠君。

2 番（白鳥時忠君） 特別交付税が本当に減らされるのかという問題もありますけど、これに対する思いは私、非常に強くて、例えば、これ上程する前に近隣の市町、首長同士でこれに対する弊害とか、そういうような話し合いというのは設けられたのでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 弊害云々については、元々ですね弊害という観念と言いますか考えは私自身は持っておりません。そういう中で他の市町さんがどのように考えているかわかりませんが、そのようには思っておりません。

議長（新井 明君） 2 番白鳥時忠君。

2 番（白鳥時忠君） 特別交付税の話が先程来出ておりますが、実際に特別交付税を減

らされた事例があるのかという事を先ず一点と今、この時期に上程する、この影響が私の関係の会社社長さんに聞いても今年の冬もまず越せないと、来年度以降も経済に対する影響も多大なるものがある。この時期に上程する事は私は承認できないのですが、特別交付税の事に関して答弁をお願いします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先程説明が足りなかった件についてご説明させていただきませうけれど、冒頭にも説明いたしましたけれど公務員については労使交渉が認められておりません。そういう事で人事院勧告に従うと、そういう事でありますので人事院勧告で引き下げが行われるからといって長がですね、個々の職員にそれを説明してまわるという事はしてございません。それから、特別交付税につきましては基準財政需要額、それから収入額というものの算定がございます。今回のように国の基準を上回ると国家公務員の基準を上回るような給与、期末手当を出すという事については、余裕があるとみなされるのですね。ですから、その分については減額の対象となるという事であろうかと思えます。算定基準については細かくですね、定数の削減が上回っているとかいろいろあるのですけれども、この期末手当、勤勉手当等の率についてもですね、チェック項目となっております。

議長（新井 明君） 他に質疑ありませんか。5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。平成19年度であります、確かこの時は近隣と違い御宿町だけ遡及しなかったというような事例があったかと思えますが、その内容をお示しいただきたいと思えます。後ですねラスパイレス指数ですね。これが全てを指すかといういろいろなあると思えますが一つの指標でありますので、これが御宿町はいかほどの内容になっておるのか、それについてお示しをいただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 過去に人事院勧告に従わなかったというご指摘でありますけれども、平成20年3月定例議会におきましてこれについては審議をいただいております。平成19年度の人事院勧告により、等級表を増額改正するよう勧告が出されました。勧告では平成19年4月1日に遡及して改定するという事となっておりますが、遡及はさせずに

平成 20 年 4 月 1 日からの改定としたところであります。影響額については 3 百万円と議事録に残っております。遡及をしなかった理由といたしましては、現在の経済情勢、財政状況等を加味してですね、大変厳しいと、当面は自立して行政運営をしていかなければならない。職員自ら選択したものと当時の町長は答弁してございます。厳しい財政状況については今般の経済不況によりまして一層厳しい状況におかれていると認識をしてございます。ラスパイレル指数につきましてはですね、平成 21 年 4 月 1 日現在につきましては、まだ公表段階にございませんので、平成 20 年 4 月 1 日現在で申し上げますと 89.5%という事があります。ちなみに平成 21 年度については 2 ポイント上昇見込みでございます。このラスパイレル指数につきましてはですね、職員区分等によって大きく左右されますので、目安という事でご理解いただければと思います。

議長（新井 明君） 他にございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。先ず原案に反対の発言を許します。5 番石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 議案第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場から意見を述べます。

8 月 11 日、今年の人事院勧告は、官民較差をマイナス 0.22%、平均マイナス 863 円として、月例給、一時金ともに引き下げる勧告を行ないました。若年層と医療職を除く月例給の削減、持ち家部分の住居手当の廃止、一時金 0.35 月分削減という内容で、平均年間給与 2.4%、15 万 4 千円引き下げるとなる、人事院勧告制度始まって以来の過去最大の引き下げとなります。人事院勧告制度始まって以来の過去最大の引下げとなりました。1998 年からの 11 年間で一時金は 1.1 月削減、平均年間給与 61 万 5 千円の引き下げとなります。一方、労働基準法改正にともなう超過勤務手当の引き上げ改定、人事院勧告にならって労働時間の 15 分短縮という前進した内容もありましたが、いずれも来年 4 月から実施の方向であり、国家公務員がすでに今年の 4 月から実施されていることからみれば 1 年遅れとなります。人事院勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものです。

ところが、人事院は、民間企業との賃金較差を理由に、プラス勧告だけでなくマイナスとなる勧告でも民間準拠としてきました。さらに、2006年からは、民間企業の対象規模をそれまでの100人規模から50人規模にまで下げており、すでに実質的な賃金の引き下げが実施されているのです。それに加えて、今年の勧告のやり方は異常でありました。昨年秋以降の世界的な金融危機を理由に、大手・中小企業のベースアップはなく、一時金の支給も大幅削減されていますが、その民間の厳しさを公務員に反映させようと、今年6月に支給される夏季手当を0.2月分引き下げました。これは、毎年10月に民間企業の調査を踏まえて勧告するという基本ルールを無視し支給直前になって決めたと、しかも、民間企業が一時金の支給内容を決定していない段階で引き下げを迫るといった異常なやり方でした。

今回の影響を受ける町職員は、一般会計だけでも89人ですが、これは、民間労働者の一時金や給与等にも影響を及ぼします。賃金の引き下げによって消費が冷え込めば、経済にも大きな打撃を与え、ひいては税収入の減少となるなど悪循環を招くことは自明の理でないでしょうか。11月20日、鳩山政権の菅直人経済財政担当相は、11月の月例経済報告で物価の動向を総合的にみると、緩やかなデフレ状況にあるとの見解を表明しました。物価が持続的に下落する状態にあることをさす表現として政府が使っているデフレに逆戻りしたことを公式に宣言したものです。政府がデフレと認定するのは2006年6月以来の3年5ヶ月ぶりです。根本には、国内の需要が弱い、つまり消費が弱いことに起因しています。消費購買力が弱いから製品の値段を下げる。値段を下げるとコスト削減で賃金を下げる。すると購買力はまた下がる。こうした悪循環、いわゆるデフレスパイラルは、金融市場に出回るお金の量を増やしても問題は解決しません。問題解決のためには、購買力を高め、賃金を上げることです。今、政府がやるべき処置は、労働者派遣法を抜本的に見直し正規雇用を増やすなどで雇用を守り、賃金を引き上げ、庶民減税など国民の購買力を高める政策をとることにあります。町においても、家計を温め消費購買力を高めることで内需を刺激し、景気を回復させることは喫緊の課題であります。財政が厳しいからとして町民や職員へしわよせするのでなく、雇用を守り、福祉の充実で誰もが安心して住み続けられる町にすることにあります。町民サービスの質の向上、それを担うための質の高い人材の確保、

公務・公共労働者の専門性が充分発揮され、職員のやる気を引き出すためにも、地域のモデルとなるような職員給与とすることこそ町がとるべき方向ではないでしょうか。

以上のことから、職員の給与等引き下げ条例の改正案に反対を表明し、討論と致します。

議長（新井 明君） 次に原案に賛成の発言を許可します。討論ありませんか。

ここで討論を終わります。これより議案第2号の採決を行ないます。この採決は挙手によって行なわれます。お諮りいたします。議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（新井 明君） 挙手少数です。よって議案第2号は否決されました。

これより暫時休憩といたします。

（午後3時48分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時32分）

議案第3号、4号、5号、6号の撤回、日程の追加について

議長（新井 明君） 本日、御宿町長石田義 君から提出された日程第5、議案第3号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第6、議案第4号平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第7、議案第5号平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第8、議案第6号平成21年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についてを撤回したいとの申し出があります。本件の撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とする事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

議案第3号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第4号平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第5号平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第6号平成21年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についての撤回を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いた

しました。

議案第7号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 追加日程第1議案第7号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）の撤回の件を議題といたします。

石田町長から、平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）の撤回理由の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第7号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号の撤回理由について。このたび提案いたしました平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号については、議案第2号の一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決されましたことから撤回のご承認をいただきたくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） お諮りいたします。議題となっております議案第7号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）の撤回の件を許可する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

議案第7号平成21年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）の撤回の件は許可することに決定いたしました。

議案第8号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 追加日程第2議案第8号平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の撤回の件を議題といたします。石田町長から平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の撤回理由の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第 8 号平成 21 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 4 号の撤回理由について、このたび提案いたしました平成 21 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 4 号については、議案第 2 号の一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決されましたことから撤回のご承認をいただきたくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） お諮りいたします。議題となっております議案第 8 号平成 21 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の撤回の件を許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

議案第 8 号平成 21 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の撤回の件は許可することに決定いたしました。

議案第 9 号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 追加日程第 3 議案第 9 号平成 21 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の撤回の件を議題といたします。石田町長から平成 21 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の撤回理由の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第 9 号平成 21 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号の撤回理由については、このたび提案いたしました平成 21 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について、議案第 2 号の一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決されましたことから撤回のご承認をいただきたくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） お諮りいたします。議題となっております議案第 9 号平成 21 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の撤回の件を許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

議案第9号平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第3号)の撤回の件は許可することに決定いたしました。

議案第10号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 追加日程第4議案第10号平成21年度御宿町一般会計補正予算(第7号)の撤回の件を議題といたします。石田町長から平成21年度御宿町一般会計補正予算(第7号)の撤回理由の説明を求めます。

石田町長。

町長(石田義廣君) 議案第10号平成21年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号の撤回理由について、このたび提案いたしました平成21年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号については、議案第1号の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号の一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決されましたことから撤回のご承認をいただきたくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) お諮りいたします。議題となっております議案第10号平成21年度御宿町一般会計補正予算(第7号)の撤回の件を許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

議案第10号平成21年度御宿町一般会計補正予算(第7号)の撤回の件は許可することに決定いたしました。

日程の追加について

議長(新井 明君) 只今、提出者御宿町長石田義君より平成21年度御宿町一般会計補正予算(第7号の1)について提案されました。これを日程第5に追加し、議題

としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、平成 21 年度御宿町一般会計補正予算(第 7 号の 1)については日程第 5 に追加し、議題といたします。

議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 追加日程第 5、議案第 11 号平成 21 年度御宿町一般会計補正予算(第 7 号の 1)について提案理由の説明を求めます。

石田町長。

町長(石田義廣君) 議案第 11 号平成 21 年度御宿町一般会計補正予算(案)第 7 号の 1 について提案理由を申し上げます。当初提案しておりました平成 21 年度御宿町一般会計補正予算(案)第 7 号につきましては、先の給与関係条例に係わる議決結果を踏まえ人件費に関する補正を削除した上で、改めて調製いたしました。内容につきましては、早期に対応が必要な新型インフルエンザ対策経費について、補正をお願いするもので補正額としまして歳入歳出ともに 631 万円を追加し、補正後の総額を 29 億 4,210 万 2 千円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) 議案第 11 号平成 21 年度御宿町一般会計補正予算(案)第 7 号の 1 についてご説明申し上げます。補正内容につきましては、早期に対応が必要な新型インフルエンザ対策経費について補正をお願いするもので、補正額として歳入歳出ともに 631 万円を追加し、補正後の総額を 29 億 4,210 万 2 千円とするものであります。それでは、予算書の 4 ページ事項別明細にてご説明させていただきます。先ず歳入予算であります、19 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金で前年度からの純繰越金から 631 万円を充て、収支の均衡を計りました。つづいて歳出予算でございますが、4 款衛生費

1 項保健衛生費 2 目予防費 20 節扶助費で 631 万円の計上です。内容につきましては、国の示す新型インフルエンザ対策に基づき、基礎疾患を有する方をはじめ、妊婦、1 歳から 18 歳までの未成年、1 歳未満児等の保護者及び 65 歳以上の方を対象に接種費用の助成を行なうものであります。国の示す基準ではこれらの対象者のうち、非課税世帯に対し、接種費用の全額が助成される事になり、国 2/1、県 4/1、町 4/1 の負担割合により実施が予定されております。また、非課税世帯以外につきましては、町の単独施策として 1 回あたり千円の助成を行なうもので、所要額を併せて計上しております。

なお、県支出金につきましては、国の事務要領並びに実績額が確定した上であらためて計上したいものと考えております。以上、歳入歳出予算それぞれ 631 万円を追加し、補正後の予算総額を 29 億 4,210 万 2 千円とするものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5 番石井芳清君。

5 番(石井芳清君) 5 番石井です。取り下げがありました当初の補正予算と今回の補正予算でありますけれども、当初では、歳入については 0 円という事で、今回の 7 の 1 ですか、7 の 1 に際しては繰越金となっておりますけれども、繰越金とはそもそもどのような内容ですか。今回、臨時議会でありまして、今回の議会の招集がありましたのが 11 月 20 日付けの日をもって臨時会の招集が町長よりなされたわけでありますけれども、今般 26 日でありますか、当初の 7 号、取り下げになった部分を見まして、このインフルエンザ対応、本当に我々議会も要望しておりましたし、町民といたしましてもこういう施策は、大変有効にはたらくと思っているわけでありますけれども、しかし、財源内容を全て職員の人件費の減額分に充てていた内容であろうかと思うのですね。

今般このようなきちんとした財源があるのならば、何故最初からそのようなになされなかったのか、という事があるかと思えます。繰越金とはどういうものであるのか、それから違いについてあらためてご説明いただきたいと思えます。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) 繰越金につきましては、前年度歳入総額から歳出総額

を引きまして、さらに翌年度に繰越すべき財源、それを除いたものが繰越金という事になります。今年度で言いますと、平成20年度の繰越金については、1億7,559万5千円という額でございます。さらに質問のございました7号の補正についてという事でございますが、新型インフルエンザ対策助成に631万円に對しまして今回、当初補正で、7号でみていました人事院勧告に基づく人件費の試算については670万円という試算結果となりました。予算の純計で見ますと約40万円ほどの減額となりますが、これについては予算調整を行なう場合、歳入予算の減額を行なう必要性があり、数次にわたる補正予算で計上してきました財源を現時点で減額する事は財政運営上好ましくない事から、歳出補正の減額幅に一定幅を留保する事で補正予算の調整をさせていただいたものでございます。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番(石井芳清君) 最後の方の説明は難しくてよくわからなかったのですけれども、やはり、本来であればこれは政策予算でありますね。人件費とは通常であれば別なわけでありますから、それはきちんと分けられるという事が大事であろうかなと思います。

具体的にインフルエンザ対策について伺いますけれども、これは担当課から伺いたいと思いますが、今般御宿町がこのような施策をですね提案されたわけでありますけれども、近隣についてはどのように承知されているのか。特に夷隅郡市ですね。それから、県内についてはどのようになっているのか。先般の布施祭りでも一部児童がインフルエンザにかかったようなお話を伺ったわけでもありますが、現在の町内、また管内のインフルエンザの発生状況と対応ですね、それからもう一つはですね、インフルエンザのワクチン、これは確かに時系列ではあるわけでありますが、具体的にいつ頃から接種できるのか、これはワクチンそのものがあるとかないとかというお話もあります。もう一つ、旧型のワクチンについても、申し込んだけれども足らなくて打てないという話も以前伺った事がありますが、それは現在どうなっているのか、また、今後どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 近隣の助成の内容ですけれども、国は生活保護者及び住民税が非課税の世帯については市町村が助成した額を全額補助対象とするという事ですので、夷隅郡市内は全額無料という方針でございます。また、その他世帯については、1回あたり千円を助成するという事で夷隅郡市は同じような要領となっております。千葉県につきましてはまだはっきりしていない所もありますけれども、高校生まで無料とかという新聞報道等ありますけれども、正確な数は把握していないところであります。次に接種の時期ですけれども、現在医療機関の従事者は10月下旬に実施しております。これは、御宿町は数少ないと思いますけれども、基礎疾患を持っているという通常ですと糖尿病、喘息を持っている方については、夷隅郡内では既に始まっている状況でございます。また、新型のインフルエンザの発生率は10歳未満が新聞報道をみますと8割ぐらいを占めているという事でありますので、国では集団接種を行うところについては、優先的に確保しますという確約をしておりますので、御宿町も今日、町内の二つの医師の方から申し出がありまして集団接種で対応したいという事でありまして、1歳から小学校入学前の子どもに対しては、御宿町の保健センターを利用して、集団接種で2人の医師によって接種をしていただくという考えを持っております。その時期については、12月5日頃から始められるのではないかなと思います。

次に旧型のインフルエンザのワクチンなのですが、新型が主に製造がまわって、会社の方が製造が間に合わないために季節型が市場では約8割くらいしかまわっていないというのが現状でありまして、御宿町の職員は例年全員接種できたところですが、現在も影響しているところがございます。以上でございます。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 町内の小中学校の状況について、私の方からご報告させていただきます。先ず学級閉鎖についてでございますけれども、現在布施小学校におきまして6年生が11月25日から27日までの間、また、5年生につきましては26日から30日までの間学級閉鎖という状況となっております。この他に1年生と4年生で各1名インフルエンザによる出席停止の児童がおるという状況でございます。御宿小学校

におきましては学級閉鎖等ございませんけれども5年生で1名インフルエンザによる出席停止児童がいるという状況でございます。中学校においては、インフルエンザの生徒はおらないという事でございます。

議長（新井 明君） 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行ないます。この採決は挙手によって行ないます。

お諮りいたします。議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣言

議長（新井 明君） 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。ここで石田町長よりあいさつがあります。石田町長。

町長（石田義廣君） 平成21年第7回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。この度の臨時会は、冒頭申し上げました6議案及び第11号議案についてご審議いただきましたが、人事院勧告に関する条例改正については残念ながらご理解を賜る事ができませんでしたので、今後議会の皆様と協議し調整を図ってまいりたいと思います。

どうぞ今後とも、よろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、健康には十分ご留意されまして、これからもご活躍されますようお祈り申し上げます。

本日はありがとうございました。

議長（新井 明君） 議員各位には慎重審議をいただきありがとうございました。

以上で平成21年御宿町議会第7回臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（閉会時刻 午後 4時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月18日

議 長 新 井 明

署名議員 松 崎 啓 二

署名議員 白 鳥 時 忠